

## 確認検査業務約款

(契約の締結)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び株式会社広島建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書又は検査引受証を含む。以下同じ）及び株式会社広島建築住宅センター確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 甲が乙に申請書を提出した場合は、甲がこの約款、規程及び株式会社広島建築住宅センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）を遵守することを承諾したものとみなす。
- 3 乙は、規程に基づき申請を引き受けた場合には、甲に引受承諾書又は検査引受証を交付する。この交付日に、本約款に基づき契約が成立したものとする。

(契約の終了)

- 第2条 第10条及び第11条の場合を除き、この契約は以下の各号に示す日に終了する。
- 一 確認（計画変更確認を含む） 「確認済証」交付日、「適合しない旨の通知書」交付日又は「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」交付日（期限の記載のないものに限る）
- 二 中間検査 「中間検査合格証」交付日又は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」交付日
- 三 完了検査 「検査済証」交付日又は「検査済証を交付できない旨の通知書」交付日（期限の記載のないものに限る）

(責務)

- 第3条 乙は、善良なる管理者の注意義務を持って、引受承諾書又は検査引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、手数料規程に基づき算定され、引受承諾書又は検査引受証に明示する額の手数料を第7条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は検査引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備又は工作物（以下対象建築物等」という。工事中のものを含む。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場

に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるように協力しなければならない。

- 6 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る計画に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書の提出等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期間内にこれを行わなければならない。検査申請における追加説明書の提出等必要な措置についても同様とする。
- 7 甲は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合した申請を行わなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 確認審査業務（計画変更確認を含む）

イ 建築物 建築基準法第6条第1項第1号から第3号に係るものにあつては、その受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつては、その受理した日から7日以内とする。ただし、消防同意が必要な申請にあつては、消防同意に要する期間を除く。

ロ 建築設備及び工作物 受理した日から7日以内とする。

二 中間検査業務 中間検査引受証に定める特定工程工事終了（予定）年月日または中間検査引受年月日のいずれか遅い日から4日以内とする。

三 完了検査業務 完了検査引受証に定める工事完了（予定）年月日または完了検査引受年月日のいずれか遅い日から7日以内とする。

2 乙は、甲が第3条第3項から第6項までに定める責務を怠ったときその他乙の責めに帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対し、その理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については甲乙協議して定める。

3 乙は、確認が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であつて、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。

(手数料の支払い方法等)

第6条 甲は、第4条の各号に掲げる業務の手数料を、手数料規程により乙に支払う。

2 甲は、確認の申請手数料、中間検査の申請手数料及び完了検査の申請手数料を、銀行振込（控えの写しを提出）又は現金により納入する。

3 甲は、乙が認めた場合に限り、前項の規定に代えて、乙の発行する請求書に基づき、確認の申請手数料、中間検査の申請手数料及び完了検査の申請手数料を納入することがで

きる。

- 4 第1項の場合、手数料は前納とし、この場合の納入期日は引受承諾書若しくは検査引受証交付日までとする。

(確認審査中の計画変更)

第7条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を速やかに取り下げ、改めて別件として乙に確認を申請しなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第9条第2項の契約解除があったものとする。

(乙の免責)

第8条 次の各号の一に該当するときは、乙は責任を負わない。

- 一 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認及び検査が行われたとき。
- 二 乙による故意又は重大な過失がない場合。

(甲の解除権)

第9条 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく第4条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのないとき
  - 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が、正当な理由なく第6条に規定された納入期日までに納入しない場合
- 二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正がされないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第11条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその損害の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第12条 甲の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請（以下「確認申請等」という。）が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は次の各号について、あらかじめ甲乙協議の上で、電子情報処理組織による方法で交付を行うことができる。

- 一 確認済証の交付時における副本
- 二 適合しない旨の通知書、中間検査合格証を交付できない旨の通知書及び検査済証を交付できない旨の通知書の交付時における副本
- 三 基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付時における副本

2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については行わない。

3 乙は規程第13条に規定する確認検査業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第17条第2項、第28条第4項、第34条第5項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、その契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第23条第1項各号に定める場合にあっても、乙は、建築基準法第77条の25（秘密保持義務）の規定に基づき、同条に優先する法令の定めのある場合を除き、甲の個人データを第三者に提供することはない。

(別途協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成20年6月20日より施行する

(附則)

この約款は平成27年6月1日より施行する

(附則)

この約款は令和3年10月1日より施行する